

横浜市外の保育所等の利用申請について（必ずお読みください）

横浜市外の保育所等の利用を希望される場合は『横浜市保育所等利用案内』、『青葉区版保育所等入所のご案内』のほか、この案内に記載の事項をご確認のうえ、青葉区役所こども家庭支援課の窓口で申請してください。

1 申請する前に、保育所等のある市区町村へ次のことをご確認ください

- 利用申請が可能か
- 申請方法、提出先(*1)
- 締切日(*2)
- 必要書類・様式(*3)
- その他留意事項（何園まで申請できるか、審査基準など）



(*1) 保育所等のある市区町村へ直接申請しなければならない場合は、当該市区町村の案内にしたがって申請してください（この案内文の項番2以降は確認不要です。）。

(*2) 横浜市内の保育所等と併願される場合は、横浜市の締切日もご確認ください。

(*3) 利用の可否は、保育所等のある市区町村が定める基準に基づき決定されます。

必要書類や申請書の様式は、各市区町村が定めています。このため、横浜市の申請書様式では審査に必要な項目を確認できない場合もあります。必ずご確認ください。

2 青葉区役所こども家庭支援課窓口でお手続きください

- 次の期日のいずれか早い日までに窓口へお越しください（郵送不可）

<input type="checkbox"/>	保育所等のある市区町村の締切日の <u>1週間前</u> （※）	年 月 日
<input type="checkbox"/>	横浜市の締切日（併願される場合のみ）	年 月 日

※ 提出いただいた申請書類は、青葉区役所から保育所等のある市区町村へ郵送します。期日に余裕をもって申請してください。

- 青葉区役所こども家庭支援課の窓口（区役所2階37番）で受け付けます。平日の午前8時45分から午後5時までにお越しください。
- 横浜市内の保育所等を併願される場合、横浜市の申請書類も必要です。利用申請書には、横浜市外を含めた利用を希望する保育所等をすべてご記入ください。
- 書類審査は、保育所等のある市区町村で行います。区役所窓口では、横浜市以外の市区町村の申請書の記入方法の案内、書類の不足・不備の確認はできません。
- 現在、保育所等を利用中の方は、窓口でその旨をお申し出ください。

3 必要書類の追加・差替えがあるときや、希望する保育所等を変更するときは青葉区役所こども家庭支援課へ書類をご提出ください

保育所等のある市区町村から書類の不足・不備等の連絡がありましたら、青葉区役所こども家庭支援課からご案内します。用意いただいた書類は、青葉区役所こども家庭支援課へご提出ください。

4 利用申請の結果は、青葉区役所こども家庭支援課から通知します

利用申請の結果は、保育所等のある市区町村からの連絡を受けて、青葉区役所こども家庭支援課から保護者へ通知します。申請の結果、保留（不承諾）となり、その申請が年度末まで有効な場合でも、次回以降の選考結果は利用決定となった場合のみ通知します。利用申請の有効期間や審査基準は、保育所等のある市区町村へ直接お問い合わせください。

なお、利用申請中に横浜市外へ転居される場合、【5 保育所等の利用が決定した後の手続きについて】の手続きが必要です。

5 保育所等の利用が決定した後の手続きについて

【横浜市外へ転居される場合】

- 横浜市民としての申請を取り下げる必要があります。青葉区役所こども家庭支援課へ「利用申請取下書」をご提出ください。
 - 転居後に、あらためて転居先の市区町村へ保育所等の利用申請が必要です。申請方法及び申請期限等の詳細は、転居先の市区町村へお問い合わせください。
- ※ 必要な手続きをされなかった場合、申請結果が取り消される場合もあります。

【横浜市に引き続きお住まいの場合】

- 青葉区役所こども家庭支援課から、保育所等の利用料の金額や支払先、今後認定内容に変更が生じた際のお手続きについて、ご案内します。
- 保育所等の利用をやめる際は、青葉区役所こども家庭支援課へ必ずお届出をしてください。

このご案内についてご不明な点がございましたら、青葉区役所こども家庭支援課保育担当へお問い合わせください。



受付：午前8時45分から午後5時まで（電話、窓口ともに平日のみ）
連絡先：電話：045-978-2428 FAX：045-978-2422